

## 人間総合科学学術院における長期履修に関する取扱いについて

〔令和 2 年 5 月 2 2 日〕  
人間総合科学学術院運営委員会決定

人間総合科学学術院における長期履修に関しては、筑波大学長期履修学生に関する法人細則（平成18年法人細則第1号。以下「細則」という。）及び長期履修に関する申合せ（令和元年12月10日学群教育会議、大学院教育会議）に定めるほか、本取扱いの定めるところによる。

### （対象組織）

- 1 長期履修の対象となる学位プログラムは別表1のとおりとする。

### （申請）

- 2 長期履修の対象となる学位プログラムにおいて長期履修を希望する者で入学前の者にあつては、入学手続き期間までに当該学位プログラムの学位プログラムリーダーによる事前相談による了承を得た上で、入学手続き期間内に以下の関係書類を人間総合科学学術院長（以下「学術院長」という。）に提出するものとする。入学後の者にあつては、修士課程及び博士前期課程在学者は1年次、博士後期課程及び3年制博士課程並びに医学を履修する課程在学者は1年次または2年次の1月末までに、同様の手続きを行うものとする。
  - (1) 長期履修申請書（別記様式第1号）
  - (2) 長期履修計画書（別記様式第2号）
  - (3) 長期履修を必要とする証明書類等（別記様式第3号）
  - (4) 長期履修申請に関わる確認書（別記様式第4号）

### （許可）

- 3 長期履修は、人間総合科学学術院運営委員会（以下「運営委員会」という。）の議を経て、学術院長が許可するものとする。

### （長期履修許可書）

- 4 前項の許可に当たっては、長期履修許可書（別記様式第5号）を交付するものとする。

### （期間）

- 5 長期履修の期間は次のとおりとする。ただし、在学中に許可を受ける者にあつては、それぞれの最長年限以内で決定する。
  - (1) 修士課程及び博士前期課程は、3年又は4年とする。
  - (2) 博士後期課程及び3年制博士課程は、4年又は5年とする。
  - (3) 医学を履修する課程は、5年又は6年とする。

### （長期履修の期間変更）

- 6 長期履修学生が、許可された長期履修の期間を変更する必要があるときは、当該学位

プログラムの学位プログラムリーダー等による事前相談による了承を得た上で、長期履修計画変更願（別記様式第6号）、長期履修計画書（別記様式第2号）及び期間変更が必要な事由を証明する書類等（別記様式第3号）を提出し、運営委員会の議を経て、学術院長が許可するものとする。ただし、期間変更の申請期限は次のとおりとし、これ以降の申請は認めない。

- (1) 期間延長の申請期限は、1により許可された最終年次の前年度の1月末までとする。
- (2) 期間短縮の申請期限は、1により許可された最終年次の前々年度の1月末までとする。ただし、長期履修期間を標準修業年限に短縮する場合は修士課程及び博士前期課程在学者は1年次、博士後期課程及び3年制博士課程在学者は2年次、医学を履修する課程在学者は3年次の1月末までとする。

7 前項の規定にかかわらず、長期履修学生がやむを得ず1年を単位とする期間で休学しようとする場合に限り、休学願の提出と併せて期間延長の申請を認めるものとする。

（許可の取り消し）

8 長期履修が認められている者で、細則第2条の許可の要件を欠くに至った者があるとき、又は細則第6条に該当するに至った者があった場合、学術院長は運営委員会の議を経て、許可を取り消すことができる。

なお、年度途中で許可の要件を欠くに至った者については、当該年度の4月に遡って許可を取り消すものとする。

（授業料）

9 長期履修を許可された者の授業料の年額は、当該履修を認められた期間（以下「長期履修期間」という。）に限り、標準修業年限に納付すべき授業料の年額に当該課程の標準修業年限に相当する年数を乗じて得た額を長期履修期間の年数で除した額とする。

（実施時期）

10 本取扱いによる長期履修制度は令和2年度在学者から実施する。

附 記

- 1 この決定は、令和2年5月22日から実施し、同年4月1日から適用する。
- 2 この決定実施前に、人間総合科学学術院準備委員会において承認された長期履修の申請については、この決定により許可されたものとみなす。